

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第144号

元離宮二条城事務所規則の一部を改正する規則

元離宮二条城事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

所長

庶務係長

管理係長

保存整備係長

事業推進係長

その他の職員 若干人

第2条第2項中「又は所長補佐」を「、所長補佐又は担当係長」に改める。

第3条第3項中「係長」の右に「及び担当係長」を加える。

第4条中「又は係長」を「、係長又は担当係長」に改める。

第6条中「係長」の右に「及び担当係長」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)